

令和4年

第13回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和4年12月27日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

令和4年 第13回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和4年第13回阿賀野市農業委員会総会は、令和4年12月27日(火) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

1番 本田 充	3番 齋藤 正人	4番 曾我 憲司
5番 渡辺 隆	6番 上松 千恵	8番 皆川 光浩
9番 阿部 萬紀夫	11番 菅井 茂	12番 渡邊 悟
13番 笠原 尚美	14番 小林 章男	15番 見尾田 正行

○推進委員

1番 渡邊 聡	2番 辻 繁雄	3番 圓山 徳明
4番 塩田 亨	5番 那須野 一吉	6番 五十嵐 和則
7番 小林 隆司	9番 齋藤 広範	10番 長谷川 政男

3 欠席委員

○農業委員 2番 中村 孝幸 7番 本間 多佳子 10番 齋藤 瑞穂

○推進委員 8番 伊藤 剛栄 11番 松崎 学

4 遅参委員 なし

5 早退委員 なし

6 会長の命により出席した者

事務局長	宮嶋 正憲
次長	大瀧 秀樹
係長	齋藤 恵
係長	野崎 耕一

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第6	議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第7	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第8	報告第2号 農地法第3条第1項の規定による許可書の交付について
日程第9	報告第3号 農地転用事実確認証明書の交付について
日程第10	報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の

決定について

8 審議の結果は次のとおりである。

議長 (見尾田)	<p>定刻となりましたので、ただ今より令和4年12月定例総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は12名です。定足数に達しております。</p> <p>本日の欠席委員は、2番 中村委員、7番 本間委員、10番 齋藤委員の3名です。</p> <p>推進委員の欠席は、8番 伊藤推進委員、11番 松崎推進委員の2名です。</p> <p>それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>4番 曾我委員、6番 上松委員、8番 皆川委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
委員	(「異議なし」の声)
議長 (見尾田)	<p>異議なしと認め、議事録署名委員を4番 曾我委員、6番 上松委員、8番 皆川委員にすることに決定しました。</p> <p>続きまして、日程第2 会期の決定について、お諮りします。</p> <p>会期については、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
委員	(「異議なし」の声)
議長 (見尾田)	<p>異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。</p> <p>本日の書記は、宮嶋局長、大瀧次長、齋藤係長、野崎係長であります。</p> <p>それでは、日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>野崎係長、お願いします。</p>
事務局 (野崎)	<p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。</p> <p>今月の申請件数は、所有権移転が6件12筆、合計面積が7,179.30㎡です。</p> <p>受付番号27番、下里字芝野地(しばやち)、地目、台帳田、現況畑、地積102㎡です。</p> <p>譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「耕作不便」です。</p> <p>契約の内容は、総額10万円での売買です。</p> <p>この案件は4月から農地法第3条の下限面積を引き下げたことによる農地の取得要件を満たしたものであり、取得者は家庭菜園として農地を利用したい旨計画書が提出されております。</p> <p>続きまして受付番号28番、上飯塚字通り脇(とおりわき)、地目、台帳・現況がともに田、地積213㎡、これを含めまして2筆289㎡です。</p> <p>譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「財産処分」です。</p> <p>契約の内容は、10a当たり420,000円での売買です。</p> <p>続きまして受付番号29番、切梅新田字浦田(うらた)、地目、台帳・現</p>

況がともに田、地積3,30㎡です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「相手方の要望」です。

契約の内容は、贈与です。

続きまして受付番号30番、駒林字善四郎谷内（ぜんしろやち）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,921㎡、これを含めまして4筆3,552㎡です。

譲受・譲渡理由は「借受地の取得」と「耕作不便」です。

契約の内容は、総額500,000円での売買です。

続きまして受付番号31番、久保字山下（やました）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,455㎡、これを含めまして3筆2,818㎡です。

譲受・譲渡理由は「借受地の取得」と「財産処分」です。

契約の内容は、10a当たり100,000円での売買です。

続きまして受付番号32番、島田新村新田（しまだしんむらしんでん）字作場（さくば）、地目、台帳・現況がともに田、地積415㎡です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「財産処分」です。

契約の内容は、贈与です。

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。

最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

下限面積については、全ての案件について要件を満たしております。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。これから審議に入ります。ご質疑がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長
(見尾田)

質疑なしと認めます。お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長
(見尾田)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

野崎係長、お願いします。

事務局
(野崎)

議案書 3 ページをご覧ください。

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号 3 番、永久転用です。申請人は記載のとおりです。

土地の所在が六日野字六日野 (むいかの)、地目、台帳・現況がともに田、地積が 1, 520 m²です。

転用目的は、農作業場及び農機具格納庫建築敷地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和 4 年 12 月 28 日から令和 5 年 8 月 31 日まで。

8 月の第 9 回阿賀野市農業委員会総会で、阿賀野市農業振興地域整備計画の用途変更について意見照会があり、用途変更について同意いただいた箇所になります。

農地区分につきましては、第 1 種農地ではありますが、農業用施設用地として利用する場合は許可できることとなっております。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、自宅の隣に農作業場及び農機具格納庫がありますが、経営規模拡大に伴い農機具が拡大化し台数も増える状況にあることから、当該地に新たな農作業場及び農機具格納庫を建築し、農業経営の拠点にするため申請するものです。

場所につきましては 4・5 ページの位置図・案内図をご覧ください。

京ヶ瀬地区、月崎集落東側に隣接した土地です。

6 ページが更正図です。申請地を塗りつぶして表示しております。

7・8 ページは平面図などとなっております。

9 ページは土地利用計画図・排水計画図です。

議案書 10 ページをご覧ください。

受付番号 4 番、永久転用です。申請人は記載のとおりです。

土地の所在が上高関字苗代 (なわしろ)、地目、台帳・現況がともに田、地積 463 m²、これを含めまして合計 2 筆で 907 m²です。

転用目的は、農作業場及び農機具格納庫建築敷地で、資金計画は記載のとおりです。始末書付きの案件です。

工事期間は、許可日から令和 5 年 6 月 30 日まで。

こちらも 8 月の第 9 回阿賀野市農業委員会総会で、阿賀野市農業振興地域整備計画の用途変更について意見照会があり、用途変更について同意いただいた箇所になります。

農地区分につきましては、第 1 種農地ではありますが、農業用施設として利用する場合は許可できることとなっております。

許可基準は、許可可能であります。

場所につきましては 11・12 ページの位置図・案内図をご覧ください。

笹神地区、上高関集落北東側に接する土地です。

13 ページが更正図です。申請地は塗りつぶされて表示しております。

14 ページは新たに建てる平面図・立面図を掲載しております。

15 ページは土地利用計画図・排水計画図です。

転用事由は、簡易な農機具格納庫などであれば農地法の転用許可不要との認識の誤りから③の農作業場や①・②・④の農機具格納庫を建てていましたが、この度、⑤の新たな格納庫を建てることもあり申請するものです。

以上で議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長

ありがとうございました。

(見尾田) 事務局の説明が終わりました。
この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。
1番 本田委員より、現地確認報告をお願いいたします。

委員 (本田) 1番、本田です。受付番号3番の案件ですが、12月22日に現地調査を行ってまいりました。内容に関しては、事務局の説明のとおりなんですけども、周辺の土地もみなこの申請者の耕作地でありまして、排水路等の確認も行ってみましたが、問題ないと判断できました。続きまして受付番号4番の案件なんですけども、こちらも両隣の土地は申請者の所有地でありまして、排水路の反対側のは場の耕作者からも同意を得ているということです。排水路を含めて排水計画の確認も行ってみましたが、特に問題ないと判断してまいりました。みなさまからのさらなるご審議の方よろしくをお願いいたします。

議長
(見尾田) ありがとうございます。
現地確認報告が終わりました。
これから審議に入ります。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

委員 (「なし」 の声)

議長
(見尾田) 質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」 の声)

議長
(見尾田) 異議なしと認めます。
したがって、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。
続きまして、日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
野崎係長、お願いします。

事務局
(野崎) 議案書17ページをご覧ください。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。
受付番号37番、賃貸借権設定による一時転用です。
借り人・貸し人は記載のとおりです。
土地の所在が上江端字上ノ山(うへのやま)、地目、台帳・現況がともに田、地積1,014㎡、これを含めまして合計26筆で18,401㎡です。
転用目的は陸砂利採取事業で、資金計画は記載のとおりです。
工事期間が令和5年1月25日から令和6年7月24日まで。
農地区分は農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、陸砂利採取事業による一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。
転用事由は、圃場整備を行い、より良い農地に復旧するための手段として、

陸砂利採取を実施するものです。

場所につきましては18・19ページの位置図・案内図をご覧ください。
水原地区、上江端集落の南東側に位置する農地になります。

20ページは更正図で、申請地を濃く表示しております。

21ページは、土地利用計画図になります。

続きまして、22ページになります。

受付番号38番、所有権移転による永久転用です。

譲受人・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が下条町、地目、台帳・現況がともに畑、地積152㎡、これを含めまして合計2筆で153.54㎡です。

転用目的は宅地造成、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和5年4月15日から令和5年5月15日まで。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域の「第一種住居地域」に定められており、第3種農地となります。

許可基準は、先ほどの都市計画法に規定する用途地域であれば、造成工事でも許可可能であります。

転用事由は、申請人の子供夫婦がアパート住まいしていますが、家族が増え手狭になったため、申請人の住宅隣接地である農地2筆と宅地1筆を申請人自身が購入し整地及び上下水道引込等宅地造成をするものです。

場所につきましては、23・24ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区、水原駅の東側300mほどのところに位置しています。

25ページは更正図に申請地を塗りつぶして表示しており、宅地を囲むように農地2筆があります。

26ページは土地利用計画図・排水計画図です。雨水は東側道路側溝に排水する計画です。

続きまして、27ページになります。

受付番号39番、所有権移転による永久転用です。

譲受人・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が南安野町、地目、台帳・現況がともに田、地積613㎡です。

転用目的は貸露天駐車場敷地、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和5年3月1日から令和5年3月31日まで。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域の「第一種住居地域」に定められており、第3種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請人は、認定こども園や児童クラブ等の施設を運営しておりますが、職員用かつ保護者送迎用として利用している現在の駐車場が手狭になったため、その隣地である当該地を職員用露天駐車場として施設に貸与するため申請するものです。

場所につきましては、28・29ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区、国道460号、安野小学校の信号機を北側に100mほど進んだところに位置しています。

30ページは更正図に申請地を塗りつぶして表示しております。

31ページは土地利用計画図、排水計画図です。

砂利敷きで、雨水は地下浸透及び道路側側溝に排水する計画です。

以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報

告をお願いいたします。

38番案件について、4番 曾我委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員（曾我） はい、4番 曾我です。先日22日、委員4名と事務局3名で現地調査をさせていただきました。こちら38番案件ですが、宅地造成ということで現場を拝見させていただきましたが、事務局の説明のとおりでございまして、また雨水の計画につきましては26ページのところになりますけれども、隣の敷地にはコンクリートブロックで1段確保し、また排水につきましては道路側溝に流すということなので、問題ないということで確認してまいりました。また、みなさまの慎重な審議のほど、ひとつよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

（見尾田） なお、37番及び39番案件についても現地調査を行っておりますが、現地確認委員の2番 中村委員が欠席ですので、事務局報告のとおりとさせていただきます。

これから審議に入ります。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長 質疑なしと認めます。

（見尾田） お諮りします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長 異議なしと認めます。

（見尾田） したがいまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員交代 斎藤係長 —

議長 続きます。日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

（見尾田） 事務局の説明をお願いします。

斎藤係長、お願いします。

事務局 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明申し上げます。

（斎藤） 今月の受付状況は、所有権移転6件12筆、17, 233㎡。賃貸借権設定108件552筆、598, 456. 48㎡。使用貸借権設定4件11筆、6, 489㎡。農地中間管理権設定13件91筆、71, 764. 30㎡となります。

はじめに所有権移転の案件です。

33ページをご覧ください。

譲渡人、譲受人の読み上げは省略させていただきます。

なお、譲受人は、認定農業者です。

また、台帳・現況地目については、いずれも田または畑のため、地籍を含め読み上げは省略させていただきます。

それでは、左より受付番号、土地の所在地、内容順に申し上げます。

1番、大室字家の下外1筆、3,033㎡、総額1,970,000円の売買です。

2番、大室字家の下外1筆、2,075㎡、総額1,340,000円の売買です。

3番、金淵字新田外3筆、7,313㎡、10a当り600,000円の売買です。

4番、山口字名平窪外1筆、2,052㎡、10a当り650,000円の売買です。

5番、上高関字新川2,189㎡、総額1,200,000円の売買です。

6番、保田字源四郎571㎡、10a当り500,000円の売買です。

次に、賃貸借権設定の案件です。

35ページをご覧ください。

更新案件については、説明を省略させていただきます。

1番、中ノ通外2筆291㎡、10a当りコシヒカリ120kg。

2番、向中ノ通字村下外1筆198㎡、10a当りコシヒカリ120kg。

3番、中ノ通外7筆451㎡、10a当り24,000円。

36ページ、6番、中ノ通外1筆230㎡、10a当りコシヒカリ120kg。

38ページ、8番、発久字ヤチ外4筆6,763㎡、10a当り24,000円。

39ページ、11番、下ノ橋字柄目木1,024㎡、10a当りコシヒカリ90kg。

12番、赤水字川添2,371㎡、10a当りコシヒカリ90kg。

40ページ、14番、上一分字川ハタ外5筆9,255㎡、10a当り25,000円。

49ページ、24番、保田字源四郎外10筆6,732㎡、10a当り18,000円。

52ページ、29番、堀越字市戸外2筆6,135㎡、10a当り22,000円。

57ページ、37番、曾郷字大開外10筆10,642㎡、10a当り25,000円。

63ページ、48番、堀越字十五本柳1,319㎡、10a当り25,000円。

70ページ、63番、須走字中江外1筆764㎡、10a当り総額16,000円。

76ページ、76番、箸木免字高見613㎡、10a当りコシヒカリ90kg。

80ページ、82番、京ヶ島字居前198㎡、10a当り23,000円。

83ページ、86番、京ヶ島字居浦外4筆4,808㎡、10a当り22,000円。

87番、京ヶ島字居浦531㎡、10a当り22,000円。

84ページ、88番、小里字柄目木外6筆9,482㎡、10a当り22,000円。

87ページ、96番、堀越字萱場外16筆11,173㎡、10a当り20,000円、22,000円、23,000円、25,000円。

93ページ、106番、大室字家の下外2筆3,329㎡、10a当り1

8, 000円、23, 000円。

次に、使用貸借権設定の案件です。

97ページをご覧ください。

更新案件については、説明を省略させていただきます。

5番、向中ノ通字古田新田外1筆431㎡。

98ページ、90番、下黒瀬字古田2, 023㎡。

105番、堀越字中作外4筆2, 164㎡。

続きまして農地中間管理権設定の案件です。

100ページをご覧ください。

初めに、案件の期間については、令和5年1月11日から令和15年1月10日までとなっております。

また、契約の内容については、賃貸借権では10a当り15, 000円、15, 500円、20, 000円、21, 000円、22, 400円、24, 000円の設定となっております。

地籍も含め読み上げは省略させていただきます。

それでは、100ページ、1番、六野瀬字諏訪外1筆1, 113㎡。

2番、六野瀬字入海外1筆1, 413㎡。

3番、天神堂字上興野1, 148㎡。

4番、堀越字姥田外4筆9, 395㎡。

101ページ、5番、堀越字石船戸外30筆15, 121. 30㎡。

104ページ、6番、滝沢字貝ハミ外11筆11, 495㎡。

106ページ、7番、飯山字飯山外12筆10, 941㎡。

107ページ、8番、向中ノ通字吉田新田1, 022㎡。

9番、向中ノ通字村下外3筆3, 543㎡。

108ページ、10番、向中ノ通字村下885㎡。

11番、折居村新田字上谷地外5筆4, 386㎡。

12番、向中ノ通字吉田新田外7筆8, 236㎡。

109ページ、13番、折居村新田字上谷地外4筆3, 066㎡。

以上で、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。農作業に常時従事すると認められること。利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。利用権を設定する土地について、関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、許可相当と報告をいただいております。

以上で、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明を終わります。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入りますが、賃貸借権設定の16番案件の譲受人は11番菅井委員であり、42番案件の譲受人は12番 渡邊委員であります。また、49番案件の譲受人は推進委員の3番 圓山推進委員が、96番及び105番案件の譲受人は3番 齋藤委員と8番 皆川委員が関係者であります。

いずれも農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、当該関係委員は退室し、該当する案件から先

に審議をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (見尾田) 異議がないようですので、そのようにいたします。
はじめに、賃貸借権設定の16番案件を審議いたしますので、11番 菅井委員の退室をお願いいたします。

— 11番 菅井委員退室 —

議長 (見尾田) 11番 菅井委員が退室されましたので、16番案件について審議いたします。
ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (見尾田) 質疑なしと認めます。
お諮りします。
賃貸借権設定の16番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (見尾田) 異議なしと認めます。
したがって、賃貸借権設定の16番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
11番 菅井委員の入室をお願いいたします。

— 11番 菅井委員入室 —

議長 (見尾田) 11番 菅井委員が着席されましたので続けます。
続きまして、賃貸借権設定の42番案件を審議いたしますので、12番 渡邊委員の退室をお願いいたします。

— 12番 渡邊委員退室 —

議長 (見尾田) 12番 渡邊委員が退室されましたので、42番案件について審議いたします。
ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (見尾田) 質疑なしと認めます。
お諮りします。
賃貸借権設定の42番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長
(見尾田) 異議なしと認めます。
したがって、貸借権設定の42番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
12番 渡邊委員の入室をお願いいたします。

— 12番 渡邊委員入室 —

議長
(見尾田) 12番 渡邊委員が着席されましたので続けます。
続きまして、貸借権設定の49番案件について審議いたしますので、推進委員の3番 圓山推進委員の退室をお願いいたします。

— 3番 圓山推進委員退室 —

議長
(見尾田) 3番 圓山推進委員が退室されましたので、貸借権設定の49番案件について審議いたします。
ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員
(「なし」の声)

議長
(見尾田) 質疑なしと認めます。
お諮りします。
貸借権設定の49番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
(「なし」の声)

議長
(見尾田) 異議なしと認めます。
したがって、貸借権設定の49番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
3番 圓山推進委員の入室をお願いいたします。

— 3番 圓山推進委員入室 —

議長
(見尾田) 3番 圓山推進委員が着席されましたので続けます。
続きまして、96番及び105番案件について審議いたしますので、3番 齋藤委員と8番 皆川委員の退室をお願いいたします。

— 3番 齋藤委員及び8番 皆川委員退室 —

議長
(見尾田) 3番 齋藤委員と8番 皆川委員が退室されましたので、貸借権設定の96番及び105番案件について審議いたします。
ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員
(「なし」の声)

議長
(見尾田) 質疑なしと認めます。
お諮りします。

賃貸借権設定の96番及び105番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「なし」の声)

議長 異議なしと認めます。
(見尾田) したがしまして、賃貸借権設定の96番及び105番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
3番 齋藤委員と8番 皆川委員の入室をお願いいたします。

— 3番 齋藤委員及び8番 皆川委員入室 —

議長 3番 齋藤委員と8番 皆川委員が着席されましたので続けます。
(見尾田) 次に、今ほど決定した議事参与の案件以外の案件について審議いたします。
ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 質疑なしと認めます。
(見尾田) お諮りします。
先ほどの議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (「なし」の声)

議長 異議なしと認めます。
(見尾田) したがしまして、先ほどの議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
これで議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、すべて原案のとおり承認することに決定いたしました。
ここで説明員を交代いたします。

— 説明員交代 野崎係長 —

議長 続きます、日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による
(見尾田) 通知について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
野崎係長、お願いします。

事務局 議案書111ページをご覧ください。
(野崎) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明をいたします。
今月は39件あります。
契約内容別では、農地法第3条の賃貸借権設定の解約が2件、使用貸借権設定の解約が6件、永小作権設定の解約が2件、農用地利用集積計画の賃貸借権設定の解約が23件、農用地利用集積計画の中間管理賃貸借権設定の解約が6件です。

解約事由の主なものでは、借り手変更のための解約が111ページの126番、112ページの125番、115ページの115番、116ページの116番、117番、118番、117ページの137番、138番、118ページの140番、119ページの141番、142番、143番、120ページの144番、145番、121ページの146番、123ページの151番、124ページの152番、154番、125ページの155番、158番です。

続きまして農地中間管理権設定のための解約が111ページの123番、120番、114ページの147番、115ページの124番です。

続きまして売買のための解約が122ページの148番、贈与のための解約が114ページ139番、転用のための解約が127ページの156番、157番です。

続きまして、農業廃止の解約が111ページの121番、112ページの122番です。

そのほか詳細につきましては、記載のとおりであります。

以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を終わります。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

ご承知おきをお願いいたします。

続きまして、日程第8 報告第2号 農地法第3条第1項の規定による許可書の交付について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

野崎係長、お願いします。

事務局
(野崎)

議案書129ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第3条第1項の規定による許可書の交付について説明します。

先月11月総会 議案第4号で農地法第3条第1項による買受適格証明書の交付について説明し、併せて農地法第3条第1項の規定による許可書の交付につきましても承認をいただいたところですが、阿賀野川土地改良区にて12月6日に開札、12月13日に売却決定、代金納付した落札者に対し12月14日、これを交付しましたので報告するものであります。

議案書129ページ、受付番号33番、譲受人は記載のとおりです。

土地の所在地が前山字町道761番2、地目田、地積672㎡です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「公売」です。

契約の内容が総額で230,000円の落札です。

場所につきましては、130ページの所在図、131ページの見取図をご覧ください。京ヶ瀬地区、旧前山小学校の北東方向約0.5kmに位置している農用地区域内の農地です。

129ページに戻りまして、受付番号34番、譲受人は記載のとおりです。

土地の所在地が笹岡字塚ノ目635番、地目田、地積2,032㎡を含めまして3筆で6,086㎡です。

譲受・譲渡理由は「規模拡大」と「公売」です。
契約の内容が総額で2, 110, 000円の落札です。
場所につきましては、132ページの所在図、133ページの見取図をご覧ください。笹神地区、笹神中学校の北西方向約1.2kmに位置している農用地区域内の農地です。
129ページに戻りまして、受付番号35番、譲受人は記載のとおりです。
土地の所在地が高田387番、地目田、地積1,767㎡です。
譲受・譲渡理由は「規模拡大」と「公売」です。
契約の内容が総額で610,000円の落札です。
場所につきましては、134ページの所在図、135ページの見取図をご覧ください。笹神地区、神山小学校の北方向約1.6kmに位置している農用地区域内の農地です。
以上で報告第2号 農地法第3条第1項の規定による許可書の交付について説明を終わります。

議長
(見尾田)

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長
(見尾田)

質疑なしと認めます。
ご承知おきをお願いいたします。
続きまして、日程第9 報告第3号 農地転用事実確認証明書の交付について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。
野崎係長、お願いします。

事務局
(野崎)

議案書137ページをご覧ください。
報告第3号 農地転用事実確認証明書の交付について説明をいたします。
受付番号17番、申請者は記載のとおりです。
土地の所在が北本町、地目、台帳・現況がともに畑、地積172㎡です。
転用目的が住宅建築用地です。
許可年月日、許可番号が令和4年5月2日、阿農委第504001号です。
申請地の確認状況は、12月5日に地区担当委員を含む農業委員3名と事務局で確認してまいりました。現地は転用目的どおり住宅が建築されておりました。
場所につきましては、138・139ページの位置図・案内図をご覧ください。
水原地区、北本町になります。国道460号、阿賀用水右岸土地改良区連合付近の信号機から南東側に300mほど進んだ場所に位置しております。
140ページには更正図に申請地を濃く塗りつぶして表示しております。
当該地は今年5月に許可している場所です。担当委員からも計画どおり使用されていると確認しましたので、地区担当委員を含む農業委員と協議の上、12月6日付で交付したことを報告いたします。
以上で報告第3号 農地転用事実確認証明書の交付について説明を終ります。

議長
(見尾田) ありがとうございます。
 事務局の説明が終わりました。
 この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認委員の14番 小林委員より、現地確認報告をお願いいたします。

委員 (小林) 14番、小林です。ただ今の17番案件についてご報告申し上げます。今ほど事務局の方から事細かく説明あったとおり、農地を地元委員3名と事務局1名の計4名で見てまいりました。説明のとおり、すでに家が完成して建っております、道路脇にはロープが張ってありまして、住むばかりになっていたことを報告申し上げます。なお一層、みなさんの慎重なるご審議の方よろしくをお願いいたします。

議長
(見尾田) ありがとうございます。
 報告案件ではありますが、ご質疑がありましたらお願いいたします。
 よろしいでしょうか。

委員 (「なし」 の声)

議長
(見尾田) 質疑なしと認めます。
 ご承知おきをお願いいたします。
 ここで説明員を交代いたします。

 ー 説明員交代 斎藤係長 ー

議長
(見尾田) 続きまして、日程第10 報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、を議題といたします。
 事務局の説明をお願いします。
 斎藤係長、お願いします。

事務局
(斎藤) 報告4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について報告いたします。
 議案第4号で承認された農地中間管理権設定の農地等17件103筆、92,005.30㎡について報告します。
 配分は13件、移転は4件となっております。
 はじめに配分です。
 142ページ500番から152ページ512番までです。
 土地の所在地、地目、地積、賃貸借料につきましては、農地中間管理権設定で固定しておりますので、案件ごとの読み上げは省略します。
 令和5年2月28日、新潟県が公告をすることから、期間の開始は令和5年3月1日、終了及び賃貸借料は各案件固定となっております。
 続きまして、配分の移転については、141ページ401番から405番までです。
 移転後の開始は、令和5年2月28日、新潟県が公告をすることから、令和5年3月1日、終了及び賃貸借料は各案件固定となっております。
 なお、配分計画の譲受人は、農地中間管理事業農用地等借受申出登録者です。
 以上、報告を終わります。

議長
(見尾田) ありがとうございます。
 事務局の説明が終わりました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員

(「なし」 の声)

議長

(見尾田)

質疑なしと認めます。

ご承知おきをお願いします。

以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

－ 14時26分終了 －

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年12月27日

議事録署名委員 4番 ⑩

議事録署名委員 6番 ⑩

議事録署名委員 8番 ⑩

議 長
農業委員会会長 ⑩